

令和元年 1 1 月

城南衛生管理組合議会

廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

会 議 記 録

令和元年11月城南衛生管理組合議会廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会

開催日時 令和元年11月13日（水）午前10時
開催場所 城南衛生管理組合本庁管理棟2階大会議室

出席委員（10人）

丸山 久志	委員 長
若山 憲子	副委員 長
亀田 優子	委 員
清水 章好	委 員
谷 直樹	委 員
林 吉一	委 員
今川 美也	委 員
大河 直幸	委 員
木本 裕章	委 員
長野恵津子	委 員
松峯 茂	議 長（オブザーバー）
小北 幸博	副 議 長（オブザーバー）

欠席委員（1人）

原田 周一	委 員
-------	-----

説明のため出席した者

野村 賢治	専任副管理者
西岡 正喜	事業部長
栗山 淳彦	施設部長
池田 道治	安全推進室長
杉崎 雅俊	事業部理事
川島 修啓	施設部次長
橋本 哲也	総務課長
花畑久仁浩	業務課長
池本 篤史	施設課長
福山 哲之	総務課主幹
倉富晋一郎	業務課課長補佐
桑名 成	業務課係長
角田 賢祐	施設課課長補佐

事務局

別所 尚紀	議会事務局 長
-------	---------

議 題

- 1 今後のし尿収集事業のあり方について
- 2 ごみ中継施設のあり方検討について

午前10時00分開会

○丸山久志委員長 皆様、おはようございます。

本日は何かとお忙しい中、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を招集いたしましたところ、松峯議長、小北副議長、並びに委員各位におかれましてはご参集をいただきまして、厚くお礼を申し上げます。

会議の前の連絡事項についてご報告をいたします。

原田委員より欠席の連絡を受けておりますので、ご報告いたします。

ただ今の出席委員数は10名であります。

本委員会に傍聴の申し出及び報道機関より写真撮影の申し出がありますので、委員長においてこれを許可しております。

それでは、ただ今から廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を開会いたします。

初めに、理事者より挨拶の申し入れがありますので、お受けいたします。

野村専任副管理者。

○野村賢治専任副管理者 おはようございます。

本日、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会が開催されましたところ、委員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜わりまして厚くお礼を申し上げます。

松峯議長、小北副議長におかれましては、ご多用の中、ご臨席を賜りまして、まことにありがとうございます。

皆様方には、日頃から当組合の業務運営に対しまして、ご理解とご指導をいただきお返しして、重ねてお礼を申し上げます。

さて、本日ご報告をさせていただきますのは、今後のし尿収集事業のあり方について、ごみ中継施設のあり方検討についての2点でございます。

委員会資料に沿いまして、担当からご報告をいたしますので、委員会各位のご指導、ご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○丸山久志委員長 ありがとうございます。

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

1点目の今後のし尿収集事業のあり方についての説明を求めます。

花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 座ったままでもいいですか。

○丸山久志委員長 結構です。

○花畑久仁浩業務課長 着席のままご報告させていただきます。

お手元の資料に基づきまして、今後のし尿収集事業のあり方について、ご説明いたします。

まず1ページ目、1のし尿収集の課題とあり方の協議の経過であります。し尿収集運搬業務については、現在5業者に委託し、委託台数は8.82台となっております。

一方、し尿収集世帯は下水道の進捗によりまして大きく減少しました。業者ごとの担当する収集地域が異なっております関係で、業務量の多い地域や少ない地域が生じてきており、今年度に入り業務量の見合いにより委託台数で初めて1台を切る業者が発生いたしました。今後の見通しでは、このような業者が増えていくため、安定的で効率的な収集体制に向けた再編が喫緊の課題となっております。

このため、5業者と今後の収集体制や中小企業等協同組合法による事業協同組合設立の検討等の協議を行ってきまして、本年6月10日付にて全業者総意による事業協同組合の設立表明を受けたところです。現在、設立準備に向け取り組まれておりまして、今年度中に設立が見込まれる事業協同組合と城南衛管も協働することで、安定的で効率的な収集体制の構築が図れるものと考えております。

次に、2の事業協同組合であります。これまで業者ごとに交わしてきた個別の契約に成り代わり、設立される事業協同組合が一括の契約先となりますため、これまでのし尿収集運搬業務を含め、枠内の業務内容にお示ししますとおり、(1)臨時収集に係る受付全般業務、(2)組合員、5業者のし尿収集業務に係る実績や報告の管理調整業務、(3)災害時の城南衛管との連絡調整業務を新たに加えて、令和2年度より委託を開始する予定としております。

臨時収集につきましては、枠外の下段に表記しておりますとおり、定期収集以外で便槽のし尿のあふれや、工事現場の仮設トイレなどの臨時的なし尿収集であり、また、(1)臨時収集に係る受付全般業務につきましては、3ページ目の別紙をご参照願います。

従前は、左側の図のとおり臨時収集の申し込みを城南衛管で受け、それを各業者に指示や日程調整を行った後、申し込み者への連絡や調整を行う手順になっておりますが、令和2年度からは、右側の図のように事業協同組合で申し込みの受け付けから収集作業の完了までの一貫したワンストップの体制になります。

この体制の利点は、フロー図のように、城南衛管ではなく直接事業協同組合が臨時収集の受け付けを行いますので、申し込み者への連絡や調整に係る時間が短縮され、迅速な収集につながり、住民サービスの向上が図れるものと考えております。

なお、手数料の徴収事務については、従前どおり城南衛管から請求させていただいた後お支払いいただくことで変更はございません。

最後に、お戻りいただいて2ページ目、3の転廃業助成金についてであります。先んじて転廃業助成金について簡単に説明させていただきますと、下水道の進捗により業務の縮小または廃止を余儀なくされるし尿収集業者に対して、業務の安定と経営の近代化及び転換を図るため、下水道整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法の趣旨に沿った城南衛管における代替補償となります。

この法律は、以降合特法と申しますが、下段の枠内には合特法の解説を記載しておりますので、ご覧ください。

合特法を受けて、城南衛管では、し尿収集運搬業務の転廃業に必要な助成金の交付に関し、必要な事項を定める転廃業助成金交付要綱及び基金条例を定めるとともに、平成4年3月に業者と協定を締結し、当該要綱に基づき金銭補償を行っております。

なお、転廃業助成金の交付状況については、中段の表のとおり、これまで42.272台分の補償を行ってきましたが、残る補償台数は10.43台となっております。

この転廃業助成金は、これまでの個々の委託業者に成り代わって設立予定の事業協同組合が新たに受託者となる予定の日、令和2年4月1日を基準日として全て清算する必要があると考えており、これに係るし尿収集運搬委託企業転廃業助成金交付要綱の改正を行う予定としております。

なお、表中の太枠の残補償における交付見込み額は、平成30年度の実績交付額の1台当たり3,771万8,000円を使用して試算したものであり、確定額ではございませんので、あらかじめご承知おき願います。

以上で、ご説明は終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 お聞きをいたします。

現在の5業者の委託の状況、台数を、それぞれご答弁ください。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 平成30年度の委託の状況でございます。

5業者、1者ごとに台数と金額だけでよろしいでしょうか。

まず、有限会社池田清掃では、委託台数は1.94台となっておりまして、金額は年間ですと4,350万324円となっております。

有限会社堂坂ジェットクリーナー工業の台数は1.59台が委託台数となっております。年間の総額は3,645万2,580円となっております。

次に、有限会社城陽環境開発は、委託台数1.72台となっております。年間の総額は3,903万192円となっております。

次に、株式会社城南開発興業の委託台数は、委託台数1台となっております。年間の総額は2,476万6,560円となっております。

次に、最終ですけれども、有限会社古川商事の委託台数は、2.74台であります。年間の総額は5,924万2,608円となっております。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 状況をお聞きしますと、1者だけが一定、他の業者と比べると多い委託状況になっているのかなというふうに思うんですが、協同組合の体制はどうなるんです

ようか。組合の役員や事務局体制については何かお聞きになられていますか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 ただ今、事業協同組合の方は設立準備をされているところです。

体制については、まだうちの方も詳細はわかりませんが、現在5業者が組合員となる予定となっております。各代表者の方が理事、理事長をされるのかなということは考えられるんですけども、詳細なことはちょっとまだ発表できる段階ではございません。設立登記、今ちょっと途上でありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 この事務局体制のようなものはつくられるのかということですね。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 それも、ちょっと詳細にはここでは、これだということがちょっと私どもも把握しておりませんので、おそらく事務員の方と代表みたいな方がおられて、臨時収集の委託を含めて新たな業務もありますので、それに向けた体制を構築されるのかなということは考えられるんですけども、ちょっと確定的なことは私どももまだわからない部分がありますので、ちょっとここではまだご報告できないということでご理解ください。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 いや、この方向性で進まれるということに異議を申し上げるものではないんですが、住民の皆さんは申し込みを協同組合に直接されるということで、申し込みを今まで、受け付け調整を含めてされていた城南衛管は、この部分からは撤退されるということで、申し込み受け付け調整を直接協同組合にされるということになるわけですから、事務局体制がわからないということでご答弁いただきましたけれども、そのようなことで大丈夫なんでしょうか。住民の皆さんは一体どこに、これ、連絡をして、5業者の中でそれぞれ受け持ちの地域などがあるんでしょう。そういった場合の調整がどうされるのかというようなことが一定それは示されないと、これが効率的ですよと、安定的ですよというふうにご説明いただいても、何もわかりませんというふうにご答弁いただいている状況では、そうですかということでは理解をするのはちょっと難しいんじゃないかなというふうに思うので、もう少し丁寧にそこはご答弁いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○**花畑久仁浩業務課長** ちょっと誤解がありますようで、私の言い方が悪かったようですけども、今設立されてる内容をちょっと把握してないということだけなので、めどとしましては年末か1月までには体制を含めてうちの方も確認いたします。従前、委託に関しましてはうちの方で委託基準を満たすかどうかということ进行调查いたします。その中で、事業協同組合が今年度新たに対象として入ると。指名登録もしていただかなければならないので、財務的にも調査をさせていただくという形になります。その中で体制を含めて発表できるのかなということなので、全く関知しないというわけではなくて、現在のところ詳細に発表できる情報がちょっとないということですが、設立途上なので、必ず事務局は設立されましようし、そういう体制で受け付けもされるということは必ず確認した上で移行したいということはここで申し上げたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○**丸山久志委員長** 大河委員。

○**大河直幸委員** ですから、今の現状でいいますと、1つの事業者が、突出をしてというわけじゃないですけども相当なシェアを占めてるという状況のもとで、この5者の中での協同がどのように進むのか。受け付け体制も、今はわかりませんと。1月頃に見えてきますということですが、委託をされるということは、これ、方向性が示されてるじゃないですか。だから、そこが大丈夫なんですかとということをもう少しご丁寧にご答弁いただきたいということでありまして、この5業者の中でどのような協議になっているのか衛管は知らないけれども、ちゃんとするから大丈夫でしょうと、1月ごろには見えてきますという程度の認識なんでしょうか。ちょっと失礼な言い方になってますけれども、答弁があまりにも見えないものですから、もう少し丁寧にご説明いただきたいというふうに思います。

○**丸山久志委員長** 花畑業務課長。

○**花畑久仁浩業務課長** ただ今、設立準備に向けて努力されていますので、随時うちの方もどういう状況かは把握しております。今は事務局をつくっていただいている段階でして、時期が進めばこういう形で詳細は言えるんですけども、まだちょっと未定な部分がありますので、確定できる……。ちょっと時期的なもので、設立準備に向けてはされてるんですけども、事務局がどういう体制であるのかというのがまだ登記途上でありまして、法人化されて、予定では事務局をつくられてるのは伺っています。それがどういう体制かという形がちょっと今ここでは言えないということですので、2月頃にはもう体制としては確定してますので、それに向けてうちの新しい業務を委託する予定としておりますので、うちの方も支援、設立されるとその中で従業員も確定しましようし、事務局も確定してくると。そういった中で、うちの方、こういう業務ですよという形で研修という形といいますか、こういう内容でやっていますというような方向の支援はしたいと思います。それは令和2年度まで、変わるまでには、事前にはさせていただく予定はしとるんですけども、詳細なところが今ちょっと未定な部分がありますので、確定次第

報告させていただくという形でご理解願えないでしょうか。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 随時ご報告いただきたいと思いますが、組合員となる5業者が事業から撤退するということはないのでしょうか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 今現在のところ、全て5業者の方が組合員で参加されるということは伺っております。撤退ということは考えておられないということで、ご理解願えますでしょうか。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 転廃業助成金の交付を一気にされるということでもあります。

転廃業助成金でいいますと、廃業などを防ぐために取り組みを今までされてきたということではありますが、言い方が悪いですが、この転廃業助成金を一気に応募をした。この5業者が撤退すると。今5業者でスタートするのかもしれませんが、その後何者かがどんどんと抜けていくというようなことというのは想定されていないんですか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、なぜ転廃業助成金を一括清算する必要があるのかということをもう少し説明させていただきたいと思うんですが、まず、下水道進捗に伴い、し尿が大きく減少し、業務量で委託台数が1台を切る業者が発生したということで、見通しでは今後このような業者が増えるため、城南衛管のし尿収集業務の効率化と安定化を図る上で事業再編が必要になったことが1つあります。つまり状況が変わってきたということがあります。

このような中、業者と協議を2年余りですけれども継続し、全業者によって事業協同組合を今度設立される運びとなり、城南衛管のし尿収集事業を再構築する下地が整いつつあります。事業協同組合の設立後は、協同組合が契約の主体として事業の効率化と安定化に寄与することが見込まれること。

一方、転廃業助成金は、業者ごとの業務縮小に係る補償を行う制度として平成4年度から運用してまいりましたが、これまでし尿収集運搬を行ってる業者、つまり転廃業助成金の協定締結業者にだけ委託を行ってきたということは、これが委託契約の密接した既得権となっていることも事実であります。今後は、業者に代わり協同組合が一括の受託者となります。組合員の相互扶助で業務が履行されることになるため、こうした既得権は全て解消する必要があります。受託者も変わるということで、個別で委託企業と契約をしていたものを事業協同組合さんが受託者になって一括受注されるためです。ま

た協定書からも第三者となる協同組合へ権利を継承することはできないと。協定書自体にはそういう文言がありまして、譲渡できません。事業協同組合が委託の主体となっただけなので、契約相手先が変わると。組合員となってやっていただくんですけども、表に出る契約者が事業協同組合で一括されるということなので、協定書からも今後継続してそういう転廃業助成金の協定にかかわる齟齬が出てくるということで清算が必要となります。

撤退をされたとしても、今後は、協同組合で業務は受けていただきますので、協同組合は相互扶助の精神に基づいて協同で事業もやっていただきます。もし仮に業者さんの都合で、何らかの事情で撤退されるとなったとしても、事業協同組合さんがそこをカバーしていただくということで、それは担保できるということは考えております。ですので、業者さんも民間企業で、営利企業なので、限界なところの金額で委託料を、これ以上できないよというところが出てくると思います。そのタイミングは事業者自身で考えていただいて、あとは協同組合がその分カバーしていただくという中で協同事業をやっていただくという枠組みがやっとなってきたということでご理解願えないでしょうか。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 今のご説明は、転廃業助成金が現在の委託業者から事業協同組合へと、要は継承することはできないということのご説明はいただいたんですけども、それを一括清算しないとイケないと。最後にね。全て各業者に全部払わなあかんということのご説明にはなっていないんですよ。一括清算の、何か規定項目があるんですか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、転廃業助成金に関しては、先ほど説明させていただいた交付要綱の中では、転廃業助成金を減車になった時点で清算するという形が基本でございます。ですので、この部分が、事業協同組合が今現状合わないの、この改正も行います。

なぜ一括清算する必要があるかということは、先ほど申し上げましたように、契約に関しまして既得権みたいな形で、今現在、企業個別の契約の理由にもなっております。締結企業であるということで、合特法に係る措置にかかわる協定の業者と委託契約を結んでいるという状況があります。

まず、受託者が変わります。変わりますので、協定書も継承はできないということで、権利を持っていけないよということで、今度協同組合が一括の受注先となりますことから、契約者が変わると、個別の契約ができなくなるというようなことで整理させていただきました。協定書内容にも合わなくなり、協同組合に権利を渡すこともできません。また転廃業助成金は、将来的にですけれども、通常は、うちの方は、いついつという形で減車の時期を厳密に積算しております。ですので、それに見合せて予算を立てておるんですけども、この転廃業は、協同組合で一括受注になって、協同で事業をされた場合は、もしかしたら、運営の中で、どここの収集地区で、何かがあったときの突発的な

ところで収集を協同で助けたよということになってくると、減車の見合いがうちの方も正確には把握できず積算できなくなることが将来的に想定されます。そういうところで、厳密な積算に伴う減車の時期が狂ってくるおそれがあります。そういうことも考えられますので、一括清算ということも想定しとかないかんということがあったので、一度協同で事業をされると、協同で地域を回られるというのが将来的な形ではなってくるのかなということで、一括清算をする必要があると。いろいろな理由で、そういうことを想定して、一括清算を考えております。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 だから、転廃業助成金の仕組みは、申しわけないんですけども、理解しています。廃車が起こった時点で出すというのはわかってますけれども、だから、長々のご説明いただいたんですけども、一括清算をしないといけないという理由のところははっきり言うと抜けてるんですよ。一括清算をして、5業者のところまで今入りますというふうに言ってらっしゃる事業者が転廃業助成金の一括清算分を受け取ったと。しかし、じゃ、来年以降、この協同組合抜けますよというふうになったときに、それは信義則に反するじゃないですか。その事業者は、転廃業助成金は減車したときにもらうんですから。しかし、衛管は、今一括清算するというふうに言ってらっしゃると。ほな、もらっというて、もう協同組合に加わるけれども、じゃ、すいませんけど、うち、来年から抜けますわというふうになったら、それは単純なもらい得といいますかね、転廃業助成金を一括で受け取ったから、もうそれでええわということになってしまいかねないというふうに思うんですけども、そういう心配はないんですか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず1つは、1台を切る業者が今年度発生したんですけども、これが数社、もう数年後には出てくるんですね。企業さんはやはり営利企業なので、どこかでやっぱりできるできないというのを判断してもらわないいけないということになってきます。台数が減ってきますので。委託料も下がります。それはうちがもうできないという限界までさせるのが、言うなれば不適正な契約ともなっていき、限界までさせること自体が、公共事業なのにならばいっばいまでうちがさせることになります。ゆえに業者で判断していただかないといけないという時期に来ております。ですので、協同組合という枠組みの中で、一括で助け合って、言うなれば、地域のでこぼこが5社ありますので、これを言うなれば分配されるのか、協同で助け合ってやられるのかとすれば、何年かはずっと業者さんでできると思うんですけども、今の状態ですと、そこまでうちはかかわるべきではないということで、もう業者自身で協同組合に事業参加された場合も業者の経営判断でどこまでできるかはやっていただかないかんということで一括清算します。ですので、事業協同組合で協同事業をやしましょうという形になりました。

ですので、まず業者で判断していかなければということで、一括清算という形にさせていただきました。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 衛管のおっしゃっていることはわかりました。どういうことを言いたいのか。お金払うから、あとは自分が撤退するかどうかというのは、もうどっかで見きわめてくれということなんやと思いますけれども、そんなことやってら、5業者の体制、もたないじゃないですか。全部撤退したらどうするんですか。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 事業協同組合に5社で組合に参加されるんですけど、全て撤退するという事は、もらって撤退ということでは、皆さん、事業を続けたいということで、1台を切ってもやりたい、限界まで自分でやりたいということで、2年間お話し合いさせていただいて、意向を聞きました。ですので、どういう仕組みがいいのかということで、事業者の方で判断されて、事業協同組合なら将来的には助け合いもできるよねということでされております。

ですので、もらって撤退するという事は、今現在全て考えておられません。何とか続けたい。1台を切るという自体になってきても限界までやりたいというのが本音です。それをどういう仕組みでやればいいのかと。それはもう事業者の方で判断していただかないけないと。限界の金額というのがあると思いますので。うちが、もう限界でしょうということではなくて、事業者自身で判断したいと言われたので、それはお任せしますと。それですと、一緒になっていただかないとできませんよねという形で、業者の方も判断されたということで、清算して、もらったから、もう撤退しますということは考えておられないということをご理解願いたいと思うんですけども。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ちょっと、じゃ、もう最後にしますけど、質問は。

そういうことでしたら、今5業者でスタートした体制について衛管は責任を持たないということになってきますと、これ、持続的にし尿収集の体制を維持していくということに衛管は責任を持たないということになるんですか。

その撤退時期、事業が継続できない時期については、5業者それぞれのところで判断いただいて、協同組合で、3者になったら3者でやってくださいと。2者になったら2者でやってくださいと。1者になったら1者でも、それはあとはやってくださいというふうに聞こえるんですけども、し尿収集を、これはやらなあかんわけですから。管をつないでへん家がある以上は。そこをどういうふうに衛管は持続させていくのか。

今、協同組合化というのをやられましたけれども、撤退時期は、これはそれぞれの業者でもう判断してくださいということだけおっしゃってたら、持続的な収集業務には衛管は何もかわれないというふうに聞こえるんですが、持続的なし尿の収集体制を維持していくということについては、衛管はどのようにしていこうと。責任を果たしていこ

うと思っらっしゃるんですか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 今、大河委員さんからご意見をいただきまして、要するに協同組合になりますよと。臨時収集の受け付けについては、その協同組合になりますよと。これからは住民さんが直接そちらの協同組合さんへ連絡してくださいよと。住民は大丈夫なのかと。混乱は起きひんのかと。将来その転廃助成金を一括清算すると。そういう中で、ほんまに城南衛管として収集世帯におられる住民さんの収集を安心安全に確保していけるのかというご質問やったと思います。

業務課長の方から、実際の話も含めて、いろいろ答弁させていただきました。

我々、ちょっと説明不足もあったかというように思いましたけども、当然し尿収集というのは、し尿というのは一般廃棄物であります。市町村の責任において処理するものであります。そういう意味において、し尿収集業務につきましては、城南衛管が最終最後まで面倒を見ていくということは変わりありませんし、協同組合になろうがそういう中でさまざまな企業さんの状況等もございませけども、その都度我々としてその状況を把握しながら、そして管内住民さん、残っているし尿収集世帯が安心安全に収集できるように、今後も管理、監督、指導等を行ってまいりたいというように思っております。

以上でございます。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 栗山部長の方からご決意を言っていただきましたので、推移を見守っていきたいというふうに思っております。

やはり、おっしゃっていただいたように、安心安全に皆さんが収集業務を続けていていただくということをどう担保するのかということが重要になってくるかというふうに思いますので、撤退事業者は、衛管関与せんから、もう自由に判断してくれというようなことじゃなくて、やっぱりこの部分には責任を持つてるということについてはご答弁いただいたとおり自覚的に対応いただきたいということを申し上げておきたいというふうに思います。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 私の方からも、最初何点かお聞きしたいのと、ちょっと基本的なことも含めてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今回の、今後のし尿収集事業のあり方についてというので、し尿収集世帯が大きく減少したことによってこういうことを考えることになったということで、そこはわかるんですが、現在の構成市町の水洗化率をまず教えてください。

それから、先ほど5業者の委託台数と委託金額はお聞きしたんですけども、5業者の所在地と従業員の人数を教えてください。

それから、1ページ目に、1行目ですね、現在5業者に委託（8.82台）をしているということですが、2ページになったら転廃業助成金の交付状況、残補償のところ、10.43台になってるんですけど、この差について教えてください。

それから、助成金の交付要綱では、1,8000車1台当たり3,500万円を基礎額としているということなんですが、現在3,771万8,000円を補償してるということですよ。この加算してきてる理由と、それから、事業者の方々がこれまで助成金を受け取って、使い道ですよ。用途はどのように使われてるのか、教えてください。

それから、今後の残補償、約4億円というふうに言わせてもらいますけれども、を見込んでおられますが、現在衛管における転廃業助成基金がありますよね。その残高は幾らなのか教えてください。

それから、その残高と比較して足りないことになると思うんですけども、あと幾ら補償額として必要かということを教えてください。

それから、現在、転廃業助成経費の構成市町の負担割合はどうなっているのか、教えてください。

まず、それだけ。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、水洗化率、管内全体でよろしいでしょうか。

○亀田優子委員 それぞれの市町ごとで。

○花畑久仁浩業務課長 市町村。はい。

そうしましたら、まず、宇治市の状況では、普及率、面整備ができてます状況が94.7%。30年度末実績になります。接続率については、86.1%になっています。

城陽市におきましては、普及率が99.5%。接続率に関しましては93.2%になっています。

八幡市ですと、普及率99.9%でございます。接続率に関しましては、98.9%になっています。

久御山町におきましては、普及率99.8%。接続率は98.2%になっています。

宇治田原町に関しましては、普及率84.2%。接続率は79.7%になっています。

井手町に関しましては、普及率99.6%。接続率では88.3%となっています。

次に、ちょっと前後いたしますけれども、8.82台と10.43台のこの差は何かということだけご説明を先にさせていただきます。

まず、8.82台は前年のし尿収集量から導き出される委託台数になっています。ですので、業務量に対する8.82台。お金の見合いでなっております。委託台数ですので。一方10.43台は、現在転廃業助成金が全体で、資料でもお示ししましたとおり、52.702台が全台数になっております。転廃済みが42.272台、この差し引きが

10.43台になっておりまして、委託台数の業務量ではなく、認定台数の総台数で減車していったという残りの台数になりますので、委託量と転廃業助成金の見合いに差が出ます。

次に、要綱の3,500万が基礎額でございますので、これに、今年度ですと3,771万8,000円と、約200万近くプラスになってる原因でございますけども、これに関しましては、総合消費者物価指数の増減率を毎年反映させていただいて、加算していったり減額する形になっております。ですので、平成4年からずっと1年ごとに増減率が変わってきます。その形で金額が変わってくると。現在ですと、平成30年度ですと、200万近くプラスになってしまったということになっているんですけども、これは協定書にもありますように、スライド制という形で導入した時点で変わってくると。

これはなぜか。なぜこういうことをしたのかといいますと、下水道の進捗が各市町さんによってばらばらになっていきます。各企業さんも収集地区が異なります。多いところとか少ないところになってきます、将来的に。不公平感がないように、その年その年で、ずれが生じてくるので、物価の見合いを見てくださいということで協定をした状況がございます。ですので、こういう形は減車の時期が違ってきます。各業者の方でも公平にその見合い分を出させていただいたということで、スライド制を導入させていただいた経緯がございます。

次に、ちょっと前後いたしましたけども、各企業さんの所在地と人員でございますが、有限会社池田清掃に関しましては、宇治市が所在地となっております。従業員では、7人でございます。よろしいですか。

次に、有限会社堂坂ジェットクリーナー工業も同じく宇治市でございます。本店は京都市の伏見区の方で、もう1店設けられているという状況になっております。あと従業員ですと8人となっております。

次に、有限会社城陽環境開発ですと、こちらも宇治市が所在地となっております。従業員の方では15人の方が従事されてるということになっております。

次に、株式会社城南開発興業に関しましては、八幡市の方で所在地を設けておられます。従業員の方は12名の方がおられます。

次に、有限会社古川商事に関しましては、こちらも宇治市が所在地でございます。従業員の方は14名となっております。

私の方からは以上でございます。

○丸山久志委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 先ほどの補償台数の件で少しだけ補足をさせていただきますと、52,702台というのが、構成団体さんの下水道が始まりました昭和61年。当時のし尿の最高の収集量が昭和61年でして、61年が最も多い収集台数を要したということで、52,702台の認定補償台数というふうになっております。

例えば、ちょっと数字は違うんですけど、ある業者さんの認定台数が3台といたしますと、3台からだんだんし尿の収集量が減ってまいりますので、だんだんと委託する台数が年々下がってきます。3台から2.8、2.5、2.4と。それが例えば2.0台にな

って、1.99になった。1台以上減ったときに減車をするというところで、例えば、仮に3台の認定台数があつて、委託台数が2.5というふうに減車補償をするまではその差が生じるというふうな感じになってまいりますので、現状は業者さんごとに10.43台と、トータルしまして8.82台の差が生じてるというようなことで、少しわかりにくいんですけど、補足をさせていただきました。

以上です。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 もう1点ちょっと言い忘れておりまして、転廃業助成金の使い道に関しまして、各企業さんの状況を報告させていただきます。

まず、池田清掃に関しましては、車両購入と、設備投資ですね。あと、退職金の準備等でされてると。

堂坂ジェットクリーナー工業に関しましては、退職金の準備ということで積み立てをされてるようです。

城陽環境開発に関しましては、設備投資ということでお伺いしております。

あと、城南開発興業では、車両購入と、また設備投資をされたということをお伺いしております。

あと、古川商事に関しましては、退職金の準備ということで積み立てをされてるということをお伺いしております。

以上でございます。

○丸山久志委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 私の方から、基金の方の残高と分担率の方ですけども、基金の残高、平成30年度末で2億9,673万1,000円となっております。ですので、残補償で3億9,339万9,000円を見込んでおりますので、差し引きしますと約9,700万程度不足すると。

○亀田優子委員 9,700万。

○橋本哲也総務課長 はい。に、なります。こちらの原資につきましては、基本的に分担金の方で計画的に積み立てという形でいただいておりますので、引き続き分担金で基金の方を積み立てるか、お金をいただくという形で考えております。

あとは、分担率になりますけれども、こちら、し尿収集運搬委託企業の転廃業助成に係る経費ということで、単独で分担率の方は算定しております。分担割合としましては、各市町の生し尿の最高収集量割合ということで、それぞれの団体さんで生し尿の方の収集が最高であったときを固定するという形にしております。

なお、団体によっては達成していない収集量のところについては、平成2年の1月から12月を最高収集量とみなして算定してるという形にしております。ですので、宇治

市さんでいえば39.05%、城陽市さんについては31.12%、八幡市さんが17.08%、久御山町さんが4.50%、宇治田原町さんが3.89%、井手町さんが4.36%という形の分担率になっております。

以上です。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今お聞きしまして、接続してないところがまだまだあるということわかりました。

この間、予算や決算とかでの議論の中で、助成金がきちんと従業員の退職金などに充てられているのかというような質問もあって、衛管としても事業所の調査を行っている、そういうことを答弁もされていまして。今、先ほどの使い道のところは車両購入とか設備投資、退職金の積み立てということでご答弁ありましたけど、今まで支払った助成金がきちんと転廃業ということでの目的に沿った使い方をされてきたのか。ちょっとその辺教えてください。

それから、事業協同組合化しましたら、衛管としてどのような関与を今後されるのか。それから、議会としてチェック機能というのはしっかりと生かされるのかどうか、教えてください。

それと、転廃業助成金の負担割合を伺ったんですけれども、まだ今後9,700万円積み立てなあかんということなんですけど、ごみ処理とカリサイクルの処理とかし尿処理におきましたときには、固定経費と、それから変動経費というのが算定の根拠になってるんですけど、なぜこの転廃事業の助成だけ最高の収集量のときそのまま固定されて計算されてるのかというのがちょっと理解できないんです。

といいますのも、八幡が一番水洗化率も、それから接続率も高くて、ほぼ水洗化できて、最高のときのままいくと非常に乖離といいますか、ちょっと私も今数字をお聞きしましたけど、31年度の予算書の一番後ろのところに負担率表というのがありまして、その中で、例えばし尿処理の経費でいいますと、変動経費は八幡で5.3で固定経費が7.64で、例えば宇治市さんの場合やったら変動は62.88で固定経費が47.55というふうに、人口も、量も多いですから。八幡でいったら1桁、5.3とか7.6なのに、この転廃業は17.08ということで、異常に差があるなというふうに思うんです。それは何かお聞きしたところ、最高の収集量のところを計算してこの負担割合が計算されてるということであつたんですけれども、もう既に支払われてきてる分はあれとしても、今後約1億円、9,700万円の負担をするときに、やっぱりこういう変動の分も加味したような形での負担にならないのかなというふうに思うんですけれども、その辺のお考えを教えてください。

以上です。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、転廃業助成金の使い道で、先ほど説明させていただいて、

適切に使われてるかどうかは、毎年転廃業助成金は、それぞれ各企業さんで渡したところはお伺いしております。すらすらと設備投資であるとか退職金準備ということで説明させていただきましたけれども、適切に使われることに、これに対して転廃業助成金が発生してお渡ししたところへは、例えば、もうその従業員さんが不要になってくるということで整理させていただいた助成金になるんですけども、それに対して、企業さんは、人員整理をしてない。どこかへ転用するために設備投資とか、雇用を継続する。自己都合でやめられる形はちょっとわからないんですけども、会社としては、減ったからということで従業員さんを首にしたということは今まで伺っておりません。交付したときには。それは使い道として余剰人員が発生した場合は設備投資という形で設備を増強されたり、またその方が継続して雇用されますので、その方の退職金ということで準備されてるというような内容でありますので、適切に運用投資されてるものと、当組合は考えております。

もう1点ですけれども、事業協同組合への関与ということで今後していく程度ですけども、先ほど大河委員からもご指摘があったように、し尿は一般廃棄物になりますので、事業協同組合と今後は協働してうちの方も事業を継続するというので、この枠組みを将来的にも続けていきたいと考えております。関与の度合いは、うちの方も協同組合へは、積極的かどうかはちょっとわかりませんが、できる範囲の支援はしていきたいということは考えております。

ですので、うちもし尿収集をこの枠組みの中でやっていきたいということで、今回協働事業ということで構築させていただいたので、継続できるよう努力していきたいと考えております。

以上でございます。

○丸山久志委員長 橋本総務課長。

○橋本哲也総務課長 分担率の固定についてですけども、52.702台、当時この台数の仕事が必要であったというところで、最初の段階でこの52.702台分が転廃業の対象台数ですよというふうになったときがどうしてもし尿の収集量としては最大のときであったというふうになりますので、どうしてもこの52.702台に対しての転廃業という形になりますので、やはりそのときの搬入量に応じた割合を負担という形にさせていただいて転廃という形ですていくということが3市3町での公平性になるかなというふうには考えておりますので、あくまでもこの52.702台の必要であったときの搬入量、こちらの方を固定させていただいて、これに対する転廃業という形になりますので、それについての分担金はその固定の率を使わせていただくという形で今進めさせていただいております。

○丸山久志委員長 杉崎事業部理事。

○杉崎雅俊事業部理事 少し補足をさせていただきますと、今の52.702台で、将来にわたってその当時構成団体ごとに今後それぞれ責任を持って負担していきましょ

というところで、当初の段階では転廃業の助成基金を設けて、その分担率に基づいて毎年構成団体から分担金として1億5,000万を、当初の段階では12年間、18億円を、将来にわたる負担ですので将来に行くほど亀田委員が言われたように差が広がっていくというところで、なるべく早い目に分担金として積み立てましょうというところで、18億円を積み立てるというふうな計画にしておりました。

ただ、最後の2年間につきましては、今後の転廃業助成についてはちょっともう少し長い期間かかるんじゃないかということで、2年間積み立てを凍結しまして、再度23年から積み立ての凍結の方を解除させていただいております。それが今に至っているというようになっておりまして、なぜ積立金を設けたかといいますと、やはり構成団体さんごとによって、例えば山間部が多いとか下水道処理場から遠い地域については地域ごとの差がありますので、下水道の進捗が将来にわたって差が出てくると。下水道の遅れたところに助成金の負担を将来にわたって押しつけるというか、負担をしてもらいますと、やはりそこが非常に負担が、将来の不公平性が出るんじゃないかというところで52,702台を認定した61年度の負担率で固定するのが最大の構成団体ごとの公平性が追求できるんじゃないかというような当時の議会の議論もいただきまして、現在においても固定をさせていただいてというふうな状況になっておりますので、ご理解の方をよろしくお願いいたします。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 使い道のところは先ほどからのご答弁である程度わかったんですけども、この間、仕事から離れて退職されてるという方の人数とかそういうものもしっかり衛管としてはつかんだ上で、この助成金、支給されてるのかどうか。もうちょっと教えてください。

それから、過去のちょっと答弁を見てましたら、財務状態とか、それから離職状況なども調べてるということの答弁をされてますので、もう少しそのあたりの詳しい説明をお願いします。

それから、衛管としてはできる限りの支援をやって継続できるようにしたいということだったんですけども、組合化された後、し尿収集がどんどん減ってきて、5事業者は組合員となって、その中でこれからも事業を継続したいという意向があるということなんですが、やはり収集量が減ることによっての会社に入ってくる利益といいますか、そういうものも減ってくる中で、下水道の、一般家庭の住民さん、今月額750円ですかね。そういったものの値上げにつながってきたりとか、そういう懸念というのはないのかどうか、教えてください。台数が減ってくることによって、当然事業というのは厳しくなってくると思うので、ちょっとその辺の懸念はないのか教えてください。

それから、助成金の積み立ての関係の考え方は、ある程度は理解はできましたけれども、やはりこれだけ開きが出てくる中で、当然距離が遠いとか、それからなかなか山の上で水洗化が難しいというところに負担を押しつけるということになってはいけないということで、その考え方はわかるんですけども、もう少しその部分でも固定費、変動費の考え方ができなかったのかなということだけは、意見だけ言っておきたいと思

ます。

以上です。

○丸山久志委員長 花畑業務課長。

○花畑久仁浩業務課長 まず、離職の状況は、先ほど申し上げましたとおり転廃業助成金を交付した年で毎年してるんですけども、離職の状況は、伺っておるのは、それによる解雇はないということは伺っております。自己都合は把握しておりません。

財務状況に関しても、毎年最新の財務状況で各企業さんに出していただいて、委託審査の中で審査しております。

ですので、言うなれば、退職金も積まれた場合は、これは誰のですかということはお伺いしてるので、自己都合に関しては途中退職という形ではちょっと私どもも把握できませんので、それによる離職はないということで把握してるということでございます。

あと、手数料に関しまして影響が出てくるのかという形だったと思うんですけども、まず手数料に関しましては、これによって値上げを考えてるということではなくて、いろんな状況がございますけども、現在平成8年度から見直しておりません。月額750円じゃなくて2カ月750円ということで、1年間6回の請求になります。

2カ月で1,500円になります。間違えました。1カ月750円で間違いございません。ですので、2カ月分の請求で1,500円ずつ6回の請求をさせていただく状況でございます。ですので、この間、状況など平成8年からずっと手数料に関しては見直しておりませんので、その状況に関しては負担率とかいろいろ毎年見ておる段階で判断させていただきたいと。

言い方をちょっと整理させていただきますと、この事業再編といいますか、事業協同組合ができた形によって、値上げとかは、今のところは、含めて、それは別でございます。手数料は手数料で、今、平成8年から改定を行っていない状況もあります。近隣の団体の状況と、あと、下水道世帯との負担見合いはどうなのかと。公平なのか不公平なのかというのを毎年見直した段階で、消費税も含めまして考えていかないかということも考えております。

ですので、これによって値上げをするということではございませんので、ご理解願えないでしょうか。

以上でございます。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 何かちょっともとに戻っちゃうんですけど、この報告、今回初めてで、私、ずっと4年間衛管議員させてもらって、予算、決算、毎回出てるんですけど、その中でこの転廃業助成金の積み立てのことなんかはいろいろ質疑があるのもわかってますけど、この協同組合化の話は、私は覚えてる限り聞いたことがなくて、何か突然出てきたような印象がすごい拭えないんです。6月からいろいろ話し合ってたと書いてあるけど、実は2年間ぐらい話し合ってたというのが今日初めてわかって、やっぱりこうい

う大事な転換を迎えることというのは、もっとこの議会においてもいろんな形での報告とか説明の中で教えてほしいなと思うんですよね。衛管の議員はそれぞれの市議会、町議会から交代で出てきて、同じ人がずっとやってることってあんまりなくて、やっぱりなかなか、ぱっと入ってきて理解でけへん部分も非常に大きいので、この話もなかなか新しい人にとっては理解が十分できない中身や思いますので、やっぱりもっと丁寧な議会への説明というのが、私は要るんじゃないのかなというふうに考えています。

先ほどの答弁で、これがきっかけで値上げは考えてないという答弁でしたけど、やっぱり今のこの経済状況の中で、住民負担につながるようなことはするべきではないと思いますので、そのことだけちょっと意見として言わせてもらって、終わります。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丸山久志委員長 ないようですので、1点目の今後のし尿収集事業のあり方についてを終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時08分再開

○丸山久志委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、ごみ中継施設のあり方検討についての説明を求めます。

池本施設課長。

○池本篤史施設課長 すいません、引き続きまして、座ってご説明させていただきます。失礼します。

それでは、配付させていただいております資料に基づき、ごみ中継施設のあり方検討についてをご説明させていただきます。

では、お手元の資料の1ページ、1、ごみ中継施設整備基本計画策定の経過についてでございます。

丸の1つ目、当組合は、管内3市3町の住民等から排出されるごみを広域的に処理しておりますが、構成市町間のごみ収集運搬業務の均衡、公平性を図ることを目的とし、ごみ中継施設を設置し、昭和60年以降は宇治市と城陽市にごまいます焼却処理施設から8キロメートル圏外となる八幡市及び久御山町の一部を中継必要区域としてごまいます。

続きまして、参考とし、ごみ中継施設に係る状況や概要などについてご説明させていただきますので、本資料の裏面になりますが、2ページ、当組合のごみ処理フロー及びごみ中継施設の概要をご覧ください。

まず、このページの中段にごまいます図をご覧ください。

この図におきまして、上の方に囲みでお示ししていますのは、それぞれ管内住民の皆様から排出される廃棄物となっております。また、その下、破線で囲んでいます部分につきましては、当組合の事務として行っておりますごみの処理、処分をお示しております。破線の下につきましては、処理後の流れをお示した当組合のごみ処理フローとなっているものでございます。

この図でお示しております廃棄物は、基本的に市町が収集運搬し、当組合に搬入されておりますので、各図におきます矢印がそれぞれ当組合の処理施設に向かっていておりますが、先ほど申しました八幡市及び久御山町の一部地域の可燃ごみにつきましては、図では上の廃棄物で左から2つ目でお示しております可燃ごみでございますが、矢印が2つございまして、1つがごみ中継施設でございます沢中継場に搬入され、当組合において運搬しているものでございます。

このページの丸の1つ目、当組合のごみ処理フローにつきましては、中段のこの図の概要を説明させていただいたものとなっておりますので、ご参照のほどお願いいたします。

続きまして、下段にございます丸の2つ目、ごみ中継施設の概要でございます。

現有施設として現在稼働しておりますごみ中継施設につきましては、搬入されました可燃ごみを大型コンテナに詰めかえまして、10トンアームロール車によって当組合の各焼却処理施設へ運搬しているものでございます。下表にございますとおり、所在地は、ここ本庁敷地内にございまして、昭和54年3月に竣工した、稼働後40年を超えた老朽化が著しい施設となっているものでございます。

続きまして、3ページとしております、カラーでお示しさせていただいております組合管内における中継必要区域をご覧ください。

当組合管内の略図となっているものでございます。構成市町であります3市3町の位置関係や当組合の各施設が管内に点在していることがおわかりになるかと思えます。

この図において赤い円でお示しておりますのが各焼却処理施設から半径8キロメートルの円となっております。破線でお示しておる円は昭和43年当時長谷山清掃工場でしたが、現在のクリーン21長谷山を中心に円を描いたものとなっております。

また、その後、赤い実線の円としまして、昭和60年、現在のクリーンパーク折居の前の焼却処理施設でございます折居清掃工場が建設されまして、そこを中心に円を描いたものとなっております。

図をご覧くださいとおわかりのとおり、図の左の方でございます八幡市と久御山町の一部、また、図の右上の方でございます宇治市の一部、また、図の右の方でございます宇治田原町の一部におきまして、その8キロ円の圏外となっておりますが、折居清掃工場ができたことによりまして、昭和60年当時の管理者会議と構成市町及び当組合による協議の結果、図の左の方に位置します八幡市と久御山町の一部が現在の中継必要区域となっているものでございます。

以上がごみ中継施設に係る概要、状況などの説明でございます。

すいません、資料の1ページ、1枚目に戻っていただけますでしょうか。

丸の2つ目でございます。ごみ中継施設は、先ほどご説明させていただいたとおり、

ここ、八幡市、八幡沢に設置し、40年余り滞ることなく運営してまいりましたが、老朽化が著しいことから、現在コンサルタントを活用し、ごみ中継施設のあり方について検討するごみ中継施設整備基本計画を策定しているところであり、今回はその経過報告となるものでございます。

丸の3つ目でございます。ごみ中継施設整備基本計画の策定に当たりましては、先ほどこれもお説明しました中継必要区域における現体制を維持継続することを前提とするのではなく、効率的かつ効果的なごみの搬送のために、まず現有施設での更新と廃止について、どちらがより有効か費用対効果等を含めた比較・検討を行うこととしたものでございます。

続きましては、すいません、4ページとしてございます別表をご覧ください。

(1案)更新と(2案)廃止で比較検討を行ったものを表としてあらわしたものとなっております。

表の左の欄、(1案)につきましては、現有施設を更新した場合を試算したのとなっておりまして、また、表の右の欄(2案)につきましては、より効率的に運搬できるかを確認することとして、現有施設を廃止し八幡市において直送した場合を試算したのとなっております。

また、大きく4つの項目で比較・検討したものでございまして、まず、収集運搬体制としましては、(1案)は現体制を維持したものとなりますので特段の変更はなく、(2案)と比較して効率的と考えられることから、マルとなっているものでございます。

一方、その右(2案)につきましては、現体制を維持しようとした場合、収集車両及び人員において増加させる必要があること、また、各処理施設への搬入車両台数も大きく増加することなどからバツとなっております。

その下、経済性につきましては、(1案)(2案)ともに八幡市の収集運搬経費を合わせて試算させていただいておりまして、(1案)が約4億8,000万円、(2案)は約5億5,000万でございますので、(1案)の方が経済的でありますことから、(1案)がマル、(2案)がバツとなっております。

その下、環境保全性でございますが、CO₂排出量及び排ガスによる影響をあわせて検討してございます。(1案)につきましては、車両によるCO₂排出量は少ないものの施設の電力使用から算出されるCO₂の排出量が存在するため、排出量合計では(2案)に劣るものの、排ガスによる直接的な影響について、車両が増加しないことからこれまでの変化がないと考えられるため、三角となっております。

一方、(2案)では、車両の増加に伴うCO₂排出量の増加が見込まれることに加え、排ガスによる直接的な影響が大きくなると考えられることから、こちらもやや劣るとして、結果どちらも三角の評価となっております。

下段のその他車両による影響でございますが、(1案)は安全性、交通渋滞ともにこれまでの方法と特段の変化がないことから、これまでのごみ中継施設での実績を踏まえましてマルとなったものでございます。

一方、(2案)につきましては、車両台数が増加するため、安全性、交通渋滞のどちらもリスクが向上すると考えられることからバツとなっております。

以上のような評価を踏まえまして、最下段の総合評価としましては、(1案)がマル、

(2案) がバツとなっているものでございます。

資料1枚目に戻っていただきまして、マルの4つ目でございます。

今回の経過報告におきましては、先ほどご説明いたしました別表のとおり、更新と廃止で比較検討を行いました結果、現体制を維持した更新が経済性だけでなく安全性等も踏まえて総合的に高い評価となったものでございます。

続きまして、2、今後についてでございます。

今後につきましては、さきにご説明させていただいた経過を踏まえまして、ごみ中継事業を継続することを基本といたしますが、より組合及び構成市町全体のメリットがあるものとするために、八幡市の要望でございます不燃及びプラスチック製容器包装の中継を追加した案を含めた施設設備仕様・中継方式・施設配置・動線計画の検討のほか、事業方式の確認、地歴調査を行い、ごみ中継施設整備基本計画の策定を進めることといたします。

ごみ中継施設のあり方検討についての説明につきましては、以上でございます。よろしく申し上げます。

○丸山久志委員長 以上で説明が終わりました。

質問はございませんか。

大河委員。

○大河直幸委員 ちょっと一、二点だけお聞きしたいんですが、まず、別表をお示しいただいて、更新という方針を示されました。

更新を進めるということについて異議を唱えるものではないんですが、ちょっとこの表がいろいろなものが入りまじってるなというふうに思ってます、というのは、収集運搬体制については八幡市の収集運搬体制だというふうに思いますし、経済性についても八幡市の収集運搬費用だというふうに先ほどご説明がありました。これ以外については衛管全体のことを示してるのかなというふうに思うんですが、例えば、今回の沢の中継施設を維持している年間費用などについてはこの表には示されていませんし、肝心のところでいうと、更新費用が幾ら概算で見込まれているのかということについても示されていないということで、八幡の事情が入っていて、ほかのところもまじってるんだけど重要な部分は示されていない表なのかなというふうに思いますので、そこをちょっとご説明いただいてもいいですか。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 すいません、別表について、確かにちょっとなかなか情報量が多くて、たいへん見づらくて申しわけないんですけども、例えばでおっしゃっていただきました収集運搬体制におきましては、確かに収集車両は八幡市さんに相当すると思っておるんですけども、各処理施設への搬入車両台数につきましては、八幡市さんだけでなく中継車両も含んでおりまして、中継することで台数が減るというのは見てとれると思います。(2案)の方は廃止なので八幡市さんが全てになりますけども、(1案)の方

につきましては、中継するということによるメリットがそこにあらわれてるというふうにお考えいただければと思います。

経済性につきましてですけども、(2案)について廃止の場合は八幡市さんが全て行うということなので八幡市さんの費用として算出させていただきましたけども、(1案)の方の更新につきましては、八幡市さんの収集運搬プラス組合の方の建設を含めたコストの部分がこの中に入っておりますので、その部分があって比較したと。収集運搬だけで経費を出したわけではなくて、更新も含めた費用になっています。ですので、基本的には、更新の方は今までと変わらないので、組合の方と八幡市さんの分を合算したものと廃止とを比較した形になっています。

参考までに、令和元年度の中継の予算としましては、全体では5,600万。そのうちの方の基本計画の策定も入ってますので、ふだんはもう少し安いという形になるというのが現状でございます。

以上です。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 そういふことですので、本当にいろんなことが入りまじった資料になってますので、衛管の部分での影響がどうなのかというところについて、次回といいますか、精査な基本計画を示されるようなので、それまでにはもうちょっとお示しいただきたいというふうに思っています。

それと、先ほども質問しましたけれども、更新費用の概算というのはどれぐらいのことで検討されてるんですか。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 すいません。建設費で約15億円を一定年数で年割してありますので、それが入ってるというふうになっております。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 15億と、ちょっと聞いてびっくりしたんですが、じゃ、経済性のところがちょっと相当変わってくるんじゃないかというふうになっちゃうんですね、そうなる。この別表だけでやりとりしてますから、あれなんです。

その15億の積算根拠は何か今わかりますか。今示せないんやったら、また資料でご提出いただいたらいいんですけども。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 内容的には、コンサルタントを活用しております、コンサルタントの方でメーカーによる見積もりなどを聴取した上で出された建設費となっております。

ます。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 ちょっと資料を、だから、提出いただきたいというふうに思いますので、そこはお願いをしときたいというふうに思います。

八幡市さんのところの収集運搬体制が直送になると費用がようけかかるから、何ていうんですかね、それは城南衛管を構成してる市町ですから、総合的に検討して、八幡市さん、何とかせえやというようなことは申し上げるつもりないんですけど、この15億ということになってくると、果たしてそれが妥当なのかどうかということも含めて、いろいろな意見が出てくるかというふうに思いますので、ちょっと精査な資料を要求しておきたいというふうに思います。それは出せますか。

○丸山久志委員長 栗山施設部長。

○栗山淳彦施設部長 先ほど施設課長からもご答弁させていただきましたが、今コンサルの方に依頼して、今回は経過報告ということで、更新なのか、そうか八幡市さんが直送される方が効率効果的なのかということを検証させていただいたところであります。

今現状としては、地図の方もご参照、カラーのところ、3ページを見ていただいたというふうに思います。おわかりのように、明らかに八幡市さん、久御山町さんにつきましては、8キロ圏を大きく逸脱しているという中で、やはり収集体制を含めて、この間、中継施設が必要やということで、現存の施設があったということの中で検討を進めているところでもあります。あくまでも中間経過を報告させていただいたので、今大河委員が言われてるように、詳細につきましては最終段階では明確にさせていただきたいなというふうに思っています。

今し方、施設更新の部分については15億というのは、試算として、一応モデルとしてコンサルが今、全国的な中継施設の規模ですね。大きさを含めて妥当な数字をモデルとして出されてきたものであります。その辺を含めながら、更新した場合と、そして八幡市さんが直送した場合、やはり輸送にそれだけの人員、人件費、輸送、今となつては施設よりも輸送することのコストの方、人件費の方が非常に高くなっておりまして、そういう結果が一定出てるよということのご報告でありましたので、今後最終段階におきましては、そういう詳細なところも含めてご提示してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○丸山久志委員長 大河委員。

○大河直幸委員 廃止した場合に、八幡市さんや久御山町さんの負担が増えるだけやから、そこは八幡市さん、久御山町さん、頑張つてやなんてことを申し上げるつもりは当然あ

りませんし、そこについては城南衛管全体の効率的な体制の中で考えるべきだというふうに思います。

そこは申し上げておきたいんですが、我々市町から選出をされてこの城南衛管議会に来ておりますので、更新費用を含めて、それも各市町が分担をしていくということに当然なっています。そうすると、宇治市の市民の皆さんに説明を当然しなければいけないわけですから、これが妥当なのか、これでは城南衛管を構成する市町全体にとって利益になってるんだということを説明していかなければいけませんので、その点ご理解いただいた上で、丁寧なご説明を資料なりそういったもので今後していただきたい。

最終出しますということだけではなくて、経過なども含めて、今回出していただきましたけれども、引き続きの途中経過なども含めてお示しいただきたいということを要望して終わっておきたいというふうに思います。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

亀田委員。

○亀田優子委員 今し方概算で15億ということが答弁ありましたけれども、この中には別表とかで示されてるような可燃系の家庭ごみだけじゃなく、プラスチック製容器包装とか、それから不燃系のごみも含めた中継施設という施設の建設の概算ということで理解していいのでしょうか。それを教えてください。

それから、ごみ中継施設整備基本計画の策定を今後進めていかれるというふうにここに載っているんですけども、スケジュールをもう少し教えてください。どのくらいかかるのか、スケジュールを教えてください。

以上です。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 まず1つ目の、この中に不燃及びプラスチック製容器包装の中継が入っているかという点ですけども、それについては現状入っていません。今後それを含めた部分で検討していくことになるかなというふうに考えています。

スケジュールの方ですけども、履行期間としては年度内、3月末までにはなってるんですけども、当然、今申しましたとおり、予算を含めて今後についてやっていくと思っておりますので、できるだけ早いうち、できれば2月までにはもう完成はさせていきたいというふうには思ってます。先ほど大河委員の方からもありましたように、何かしらの報告ができることがありましたら、その辺も含めてできることを行ってまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 今の答弁で、15億の中身は可燃系の、今の現状の施設を更新する場合

の概算という理解でいいのかなというふうに思うんですけども、プラスチック製容器包装と不燃も含めると、また場所の問題とか、それから施設の問題とかさまざまな課題が出てくると思うんですけども、そういうことも含めた計画が2月頃には出てくるという理解でいいんでしょうか。

今、プラスチック製容器包装と不燃も含めた施設が予算も含めてどのくらいの規模になるのかというのはご答弁いただけるんでしょうか。その辺もう少し教えてください。

○丸山久志委員長 池本施設課長。

○池本篤史施設課長 プラスチック製容器包装と不燃については、ご理解いただいたとおりかと思えます。現在コンサルタントの方で精査しておるところですので、プラスチック製容器包装と不燃について、一定これぐらいになりますよというあたりはもう少し時間がかかるかなと思っておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○丸山久志委員長 亀田委員。

○亀田優子委員 わかりました。

衛管としての施設配置という点では、それぞれの市町が、城陽市さん、宇治市さん、八幡市で、過去にできたときに分担してそういう施設を持つという話があったというふうに伺ってるんですけども、宇治市さんと城陽市さんでいえば、焼却施設を含めた施設を持っておられますし、八幡市もし尿処理がありましたけど、今、ご存じのように下水道排水になって、ほぼこの管理棟も新折居の方に移転するというので、やっぱり何なくなってしまうということから考えても、この沢中継場というのはしっかりと更新をしていただいて、継続していただきたいなというふうに要望しておきます。

以上です。

○丸山久志委員長 ほかに質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○丸山久志委員長 特にないようでございますので、以上をもちまして本日の議題は終了いたしました。

なお、本日配付されました資料の取り扱いでございますが、議会内の情報共有を図るため、今回より各委員会の終了後に所属委員以外の議員にも配付することといたしますので、ご承知をお願いします。

また、本日の委員会の発言については、速記録を点検し、不適切な発言等がありました場合は委員長において精査いたしますので、よろしく願いいたします。

これをもって、廃棄物（ごみ・し尿）処理常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時36分閉会